

考查局

銀行合同等ニ関スル書信

昭和 16 年  
|  
昭和 16 年

1941  
|  
1941

302

日本銀行  
アーカイブ

302

旧番号  
302

(封筒のみ)

總

裁

殿

市直

四角



日米南歌の蔭の  
支考故書に因す

るまじ

調金

銀

日本銀行名古屋支店長



東洋

名古屋銀行問題  
昭和

昭和十五年十月十六日

名古屋支店長

總 務 殿

謹啓  
謹啓 謹啓 謹啓

先着、井倉氏は御座早大に在りて、未だ探知し得ず  
の状況に在り、早大に在りて探知し得ずと申す。

後着氏は、田舎の者、各方面に在りて、二十日迄  
早大に在りて探知し得ずと申す。

中 止 山



物類之區、後邊氏瑞に據る也。 是處、後田善通即ち澤也

より書かざる事なきを云ふ 山浦者即ち田川也、後邊氏に面

會申込みありし也、 風象に之、奉祀せらる、金野也瑞前

記 飛出た、休養中の故を返りさせ置きたる也、

昨十書、山浦氏、大森村に出立し、一頭取は二十日過が

たすは上京仕りし事あるに付、市井作は如何なる事

候か、と伺ひたるに、後田善通即ち澤也は、名を元治うが

まだ、ハッキリ確定せしむる事なく、其後の様子も後邊氏より

すまゐりと思はる。既取は 確に二十日過ぎは上取するにらうか

とのうらうらー王はこ、 山浦氏は、既取は二十日過ぎは上取

するにと王はつしと存せりまうが、他、名を記の如法しぬと

新の方丈けでは何と取方もいふ所、と去、本件は大体

老翁重役するに之 打合せをあるまはこ、御月件が打合せ

山田内の子も、山浦より御通し申上りし、又、打合

せ山田内の事なり、本取の御通、御通し申上り

し、他、無事、と去、名を記の如法しぬと



と申し有る

彈長兵 明晩(十六日晩) 有る

明々日記(十七日) 著名、後邊氏に今以て

敬令王 此ノソコ九ヒノ事 たりし 有る

後邊氏は 師待チ 一ノ事 有る 有る

其系、又、ある、後邊氏は、昨(十五日)夕、西面者に

お供し有る 贈かほし けは 上より 支りしとの

事たりし 有る、目ら 有る 探台主 配中ト には、

何日かは 判らねど、十九日か二十日は 上より 出来り

思ひまゝに女の家で御伺ひにますと、昨夜(十音夜)

山浦氏に、夢遊の御許の定へ返りさせ給ふ由候。

おにまゝに 御考は、既此の配意に御し、明(十六日)泉

御の長とお階の上、行くか否かま決めまの返り

ありませ由候。


今(十六日)泉、御考より山浦氏に御返あり、又此

今(十六日)晚、お考、お泉(十音)名を御着、午前中に

短時、後邊氏に御伺し候しとの御返り由候。




後進氏はめうりる 誰か判らぬか、待つて居るのであるが  
その趣を、總務に傳へ、事務、小役に迄申出  
せんとし居るを、たうとの事候。

 小役  
今日と申すは、先月十日迄の御集會の御旨の御旨、各社

御旨は内部が荒しいおどすか、各方面、御王として進め

たいと思ひます、との事たうりか、明日の御集は

 後進氏自身に因る  
人事に御おやと思はぬか、めうりとの事、お平、

當時、御集會と緊密の連絡ありと申すか、今後

善い徳を深く愛しむ。

一方、横手町の伊友社長、商人西洞は多分、是以上に  
若慮せあつしといふ、存心一貫、第一、該問題に關して  
徳義上ありては、公職を辭退すべし等の世論が起る  
おのりか出来ぬ事と、面倒は、以後、なるべく  
早く、決すべし、伊友氏を視遇すべしと存心、

以上、善い徳を深く愛しむ、善い徳を深く愛しむ

おと



昭和十五年十二月十五日

日本銀行名古屋支店

總裁殿

名古屋支店長



一昨日御電話ヲ頂キ三行ニ連絡、御趣旨ヲ傳  
ヘテ強ク決意ヲ促シ置候處、在名ノ青木、  
井倉、藤野三氏夜半十二時頃遂ニ一致ヲ見  
覺書(写甲)ヲ作成、今朝青木氏其写ヲ  
山役へ持參、總裁ノ御高配ヲ深謝致候  
一方電話ニヨリ急ニ東京ヨリ歸名セル佐々部  
氏ニ今朝之ニ賛同致候

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

今朝早クハ役支店へ参リ候處八時頃濱田  
普通銀行課長電話シ来ラレ支店へ出向ク  
由申サレ候モ、便宜役完一御来車ヲ願ヒ候  
課長ハ知事、経済部長、商工課長ニ一  
話サレタル由ニテ其上ニテ午前十時半役完へ中  
部主任水澤氏帶同御来着アリ、渡邊、青  
木、井倉、藤野、佐々部、久野等、諸氏来  
車、極メテ和ヤカニ話合アリ、役完ニ四室ヲ  
設ケテ使用ニ供シ、主ナル会谈ニハハ役立会  
候、課長ヨリ大藏省案覚書ヲ示サレ、三  
行モ其一致セル案字甲ヲ示シ、三行ノ希

昭和 年 月 日



日本銀行名古屋支店

望ヲ容レテ多少修正ノ上、午後二時覚書案(字  
乙)成立、課長豫メノ打合ニ據リ、見玉知事、安積  
經濟部長立会ノ上、縣廳知事、接室ニテ午後三  
時半三行、課長ハ役覚書五通ニ調印ヲ了シ、大藏  
省日本銀行名古屋支店、三行ニ夫々一通宛  
保管ノコト、相成、午後六時、日本銀行支店ニテ課  
長、商工課長、ハ役立会、發表ノ筈ニ候

一、尚三行ニ対シテ終始自發的ニヤルコト、大藏  
省日本銀行ノ指導ヲ拜謝シテ期待ニ背  
カサル様精進スヘキコト、愈々、合併実行  
ハ多分采年四、五月頃トナルヘキニ付、ソレ迄

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

ニ内部ノ統一ヲ失ハサル様、能率ヲ鈍ラサ、  
ル様、益々能率ヲ墜クル様特ニ注意スルコ  
ト、發表ノ上ハ流言等ニ注意シ、資金等  
ノ手当ヲ充分ニ爲シ置クコト、貸出ノ引上等  
ヲ濫リニ爲スカ如キ噂ヲセラレサル様特ニ注  
意スルキコト等ヲ篤ト申渡シ置候  
一高又、会長渡邊氏、頭取井倉氏、ソレソレ  
受諾致候人事ハ今回ハ之位ニ一応止ム  
ルコト、相成候  
一高伊藤銀行ニ就テハ伊藤氏ノ地位、此際  
外部ヨリ人ヲ入レスシテ現在ノ重役ノ起用、

昭和 年 月 日



日本銀行名古屋支店

各方面ヲ考察シテナルヘク早ク人選ヲ爲ス旨  
課長ハ申渡サレ候

一本日午後六時三行ヨリ左ノ通り發表致候  
愛知名古屋、並伊藤ノ三行ハ時局ニ鑑  
ミ、中京金融界ノ強化ヲ計リ以テ金融  
報國ノ誠ヲ致サンガ爲メ豫テ合同ニツキ  
協議中ナリシカ、大藏日銀兩當局ニ於  
テモ熱誠ナル賛意ヲ表シテ大ニ斡旋セラ  
ルル所アリ茲ニ完全ナル意見ノ一致ヲ見、  
今日合同ニ関スル申合ヲナスニ至レリ

申合事項

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

一 三行ハ夫々解散シテ新銀行ヲ設立スル

コト

一 三行ハ對等條件ヲ以テ合併スルコト

一 新銀行ニ引継ク一キ資産ハ優良ト

認メラル、モノノミヲ選擇醜出スルコト

一 使用人及店舗ハ一應新銀行ニ引継

クコト

一 新銀行設立ノ時期ハ明年上半期中

ノコト

一 同時ニ濱田課長、商工課長、少役ヨリモ夫

々挨拶並ニ祝辞ヲ述ヘ候

以上

6

昭和 年 月 日



字甲

覚書

日本銀行名古屋支店

株式会社愛知銀行 株式会社名古屋銀行  
株式会社伊藤銀行ノ三行ハ時局ニ鑑ミ  
中京金融界ノ強化ヲ圖リ益金融報國  
ノ誠ヲ致サンカ為メ今般左記要綱ニ依リ  
合併シテ新銀行ヲ設立スルコトヲ申合ハセタ  
リ

一 各銀行ハ其資本金及ヒ同一比率ノ積  
立金ヲ醸出し對等條件ヲ以テ合併ス  
ルモノトス

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

二 各銀行カ新銀行ニ引継クヘキ資産ハ優  
良ト認メラル、モノニ限ルモノトス

三 各銀行カ新銀行ニ引継クヘキ資産ノ可否  
並ニ引継價額ニ付テハ三銀行協議ノ上  
決定スルモノトス

四 各銀行ハ其引継資産中不良ノモノアリタ  
ル場合ハ向フ 年ヲ限リ之ヲ保證スル方  
法ヲ講スルモノトシ其方法ニ付テハ三銀行  
協議ノ上決定スルモノトス

五 各銀行ノ使用人ハ原則トシテ之ヲ新銀  
行ニ採用スルモノトス

昭和 年 月 日



日本銀行名古屋支店

六、各銀行ノ店舗ハ一部全部之ヲ新銀行

ニ引継クモノトス

七、新銀行商號ノ決定ハ日本銀行總裁ニ

一任スルモノトス

八、各銀行ハ直チニ合併準備委員ヲ選ビ

合併ニ関スル事務ノ進捗ヲ圖ルモノトス

九、今後合併完了ニ至ル間各銀行ノ主要

行務ニ付テハ豫メ三銀行間ニ於テ協議

スルモノトス

以上

昭和 年 月 日

字乙

覚書

日本銀行名古屋支店

一名古屋所在ノ株式会社愛知銀行株式会社  
名古屋銀行及び株式会社伊藤銀行ノ三行ハ時  
局ニ鑑ミ中京金融界ノ強化ヲ計リ益々金  
融報國ノ誠ヲ致サンガ爲メ此際合同シテ以テ  
強カナル新銀行ヲ創立スルモノトス

二新銀行ノ本店ハ之ヲ名古屋市ニ置クモノトス

三新銀行ノ商號ハ追テ三行協議ノ上ニテ之  
ヲ決定スルモノトス

四三行ハ對等ノ條件ヲ以テ合併スルモノトス

昭和 年 月 日



日本銀行名古屋支店

合併ハ明年上期中ニ行フモノトス

五、新銀行ノ資本金積立金等ハ追テ三行間ニ於テ協議ノ上決定スルモノトス

六、三銀行ヨリ新銀行ニ持寄ルベキ資産ハ優良ト認めラル、モノ、ミヲ以テシ其査定其他ニ就テハ三銀行間ニ於テ協議決定スルモノトス  
但シ協議調ハサルモノアルトキハ大藏省ニ任スルモノトス

右引継資産中不良ノモノアリタル場合ハ相當期間ヲ限リ各銀行之ヲ保證スル方法ヲ講スルモノトシ其ノ方法期間ニ付テハ三銀行協議

昭和 年 月 日

日本銀行名古屋支店

ノ上決定スルモノトス

六、三銀行ノ店舗ハ一應全部之ヲ新銀行ニ引  
継クモノトス

八、新銀行ニ於ケル取締役會長以下重役ノ人  
選ハ大藏省ニ一任スルモノトス

九、三銀行ノ行負ハ全部之ヲ新銀行ニ引継ク  
モノトス

十、右申合ノ證トシテ本覚書五通ヲ作成シ大  
藏省銀行局普通銀行課長日本銀行  
名古屋支店長並ニ三行代表者之ニ署名捺  
印ノ上三銀行並ニ大藏省及日本銀行名

昭和 年 月 日



古屋支店ニ於テ各一通ヲ保存スルモノトス

日本銀行名古屋支店

以上

昭和十五年十二月十五日

株式会社愛知銀行

頭取 渡邊 美 郎 (印)

株式会社名古屋銀行

頭取 井 倉 和 雄 (印)

株式会社伊藤銀行

副社長 佐々部 晚 穂 (印)

立会人 大藏省銀行局

普通銀行課長 濱田 德 海 (印)

昭和 年 月 日

昭和  
年  
月  
日

日本銀行

名古屋支店長

伊藤英三郎

印

日本銀行名古屋支店

昭和十一年十一月十日  
加刺以...  
日本銀行名古屋支店  
伊藤英三郎



昭和十五年十一月十日

總 務 股



高橋文三



本日電話申出件化に詳報中云

一、国邊民、今般多支、昭報着承の上、師報令至何日と相請成

在 極 限、

一、後田善造の昭報、昭報九時中迄、国邊民を訪問、二時迄

由り、昭報の昭報一由云、

一、昭報、昭報中、是日、国邊民より、概括的に質問と云

通し手紙の事、井倉氏も此に在る事、  
井倉氏より

提出ありたるに付、之を考知する所と  
此れと一に非ず

箇人極邊氏にお見せする事、極邊氏も  
同様の

免書を提出ありると申し由、

井倉氏の免書は

一、西村は小兼に在りて在る事、

二、小兼は支那で見合ふ事、  
一、此の事

大抵者に一任の事、



(四) 人事は大抵者に一任の事、井金の進退は

大抵者に一任の事、

此の意味の事  
あり

一方に對し、傍邊氏は、採掘せず、但し、進退は

手形等は一々見ざるは、時日と要するを以て、~~大抵~~ 大抵

の検討に止め、あとは、預存する人會社に於て、期与、

事柄等に定め之保障する事と別し、と申し、

簿では布むとせずと申されし由に、

又、新印には是分たる後産を積立金として付生  
産く事をあきらめ、之に代る税金は大變なものとな  
り事かと思はれ、付備め等々ものにやと伺ひるま  
は、全右に依り、人言みとて要理して、軽減せら  
れる筈にも、尚研究すべしと申されし由也、  
又、極邊留人の進退は、或り行きに委せよう(辞め  
る)申し、まことに此の事、中真、人言甚ある所  
と申し、まかれし由也、





書き、 恒川氏に署名を求めらるゝ由らぬ。(1)は、

(1) 本件は重役等に之を法廷の上で稟申付するべし、  
とよき意味のそのらぬ。

「恒川氏は、井倉氏が、何日迄書を書かぬのかを尋ねる  
恒川氏は、井倉氏が、何日迄書を書かぬのかを尋ねる。

恒川氏は、自らには、直接、恒川氏に署名を求められ、井倉氏  
が署名を求めらるゝのむすとの事なり。由らぬ、

「恒川の者日程の事案の目的は、直接署名を



に、ソはぬ、ソはぬ、ソはぬ、  
の進退の問題、大花者に委かせ、  
あつた、おに、あつた、  
主眼者は、  
そ、  
後邊氏は申し

一、後邊氏は、  
山浦氏を、  
ある、  
一、  
一、

課長に人曾いふと考へ、  
醫者にお預け、後邊より  
大初者に少既の趣、申し返へさせしむ。遂に課長  
は、名を考へ、来しよりいよりを、後邊に申し返へ

一、

課長の義弟が、三井生糸の  
由は、

一、妻の母より、重徳寺の御僧は、  
後邊に、  
又、  
四日  
午後、携来し、  
由名の上品、  
申す、  
上品、大初者、





現下ノ時局ニ鑑ミ中京地方ニ強カナル中心  
銀行ヲ新立スル為メ名古屋所在ノ本店銀行ガ  
相提携シテ此際合同ヲ為ストハ最モ緊要ト  
被存且ツ其ノ實現ノ可能ナルコトヲ確信最在候ハ  
榮行ハ當初ヨリ賛意ヲ表シ微力ヲ盡シ居ル  
次第ニ有之候

是ガ達成ノ為メ萬一ニモ愛知伊藤両銀行  
合同ノ必要ヲ痛感セラルル場合ニ於テハ  
尤也條件ヲ以テ合同ヲ為スノ決意ヲ有スルニ  
御座候

両行合同ノ希望條件

- 一 両行ノ合同ハ對等ノ立場ニ於テ之ヲ行フコト
- 二 合同ハ新立合併ノ方法ニ依ルコト 若シ便宜上吸收  
合併ノ形式ヲ採ルコトアリトスルモ其ノ精神ハ飽迄





之ヲ尊重スルコト

三 現在ノ常勤重役ハ其ノ終新銀行ノ常勤重役

トシテ就任スルコト

四 行員ハ全部新銀行ニ於テ引継採用スルコト

五 然否業所ハ原則トシテ其ノ終新銀行ニ於テ

継承スルコト

六 資本金ニ對スル積金比率ニ付特別ノ考慮ヲ

拂フコト

世  
書

一、現下ノ時局ニ鑑ミ中京金融界ヲ強化セン  
トセラル、國策ニ順應シ伊藤銀行ハ愛知  
銀行並ニ名古屋銀行トノ合併ヲ此ノ際極  
テ緊要ナリト思惟ス

二、過去ノ經驗ニ徴シ左記ニ具ハ合併遂行上  
最重要ト思ハルニ付此ノ際根本方針ヲ  
樹立スルコト

(1) 引継資産ノ査定ニ付テハ當事者ノ協議ニ  
ヨルコトヲ本則トスルモ完全ナル意見ノ一致



ヲ見サル場合ニハ各行ノ内容ヲ検査セラレタル  
大藏當局ノ裁定ヲ乞ヒ之ニ絶對的ニ服  
従スルコト

④新銀行ヲ構成スル人事ニ関シテハ當事者  
者、且、希望ヲ固執スルトキハ合併不能ニ  
陥ル危険アルニ付公平ナル立場ニアル大藏省  
ノ御指圖ニ一任シテ之ニ異議ヲ申出ザルコト  
從テ伊藤個人ノ進退モ勿論大藏當局  
ノ御指圖ヲ仰クコト

以上





たのしむおれ共、大抵おれの田舎は ~~田舎~~ 田舎におあせし

そと 何故にぞろ一ありか、おれおれ口取後に止め置きて

そと 何故にぞろ一ありか、おれおれ口取後に止め置きて

何故にぞろ一ありか、おれおれ口取後に止め置きて

判らぬ共、おれおれ口取後に止め置きて

何故にぞろ一ありか、おれおれ口取後に止め置きて

三行か 何故の第一、おれおれ口取後に止め置きて

おれおれ口取後に止め置きて、おれおれ口取後に止め置きて





昭和十五年十一月三十日

鷗野殿

石井文三長



一、阪急氏は昨日来、善因寺の海老と、党書記に託合ひ  
子に授け、お在中なり。事項及希望の事項物等は  
本日の重役会議に取極め、一日上乗。大和者(出頭  
する)は、運動の師範会員の2名、お端信と中  
子と也。

一、阪急氏は井谷氏と昭乳中央信託会社に、道合ひ。

後遺氏より井高氏に對して、

(1) 調査査定の際、第一回の命令書は大蔵省にお寄せ  
お返し、大蔵省は通知に是非仰お返し、

(2) 三行大綱令の上は、暫く早く公表の事、

等々、重役会にて申合せを上げ大蔵省へ申入る事に

付、名古屋地方に強し方振の手續を早急にお返し

大蔵省へ申入らるる事、各々 徳通 幸 阿良、

一 後遺氏は人事に就くも大蔵省は通知に月とお返し



ありと申入れをかりて、之は遠く出に申す

かりに、自分の信念なり希望なりなり人共

人事、査定さる地、遠越の御差回を更け

存じなれり、佐二部氏に足筆持するに於て、

け際、（久々とは上ニ夏に付）名を即りも、（三）王表明し、大抵者か必ず

信託に御取柄あり、（四）切望する御事

たゞこの事には有るに

~~中~~

一、上掲の表は大抵者、本行を打合せる上、之は其重手者なりと

決行望す、（五）所存に

以上、

三、

昭和十五年十二月二日

總 務 殿



石倉文三長



十一月二十九日、貴社より青木孝助より後邊氏に代り

井倉氏に「貴社からは(一)後邊査定、(二)註に人事関係

に付、大前氏は(注)に在りて

十一月三十日重役会に在席し、之を大前氏に

申出で、是日の後邊氏個人の見書に加入して

その書面を大前氏に提出することゝ為すべし

人



なるに付、各を各のうちにその重組の重組を申すに  
このためかと申入れたるに、

井倉氏は、兩行が揃って重組を申す、書面を

大蔵省に出すと、何んか、日銀と連絡の上

やうにするに取らんこと及び、逆効果を生

来せしむべし、信託に連絡するか、その

事とはソレは如何なるか、自分よりして、何れ

ことと口頭にて大蔵省に申すべしとの事なり

まゝ、  
貴方の事も、事情、尤もなうと、自行  
丈け加之三、重役等に決断し、書面にし、昨  
十二月一日夜、横邊氏之三、推帯、上乗せぬ  
由、

一、佐三郎氏は之日、大御者に出頭、課長と種々話の  
あり盡了ありて、課長は、仔細の事は他の二行の  
令候を阻害するものなりとか言はれ、是に付、  
佐三郎氏も、自分の方が阻害するやうは、何れ



自分の方は 入れこ世帯はなくとも 一行丈ひやりと  
行りともいゝとか、申しき根たる空気が  
一時漂ひきおみなるも、然る、他の二行  
は別の意書を、社長とて提出を申し候  
さま<sup>た</sup>に付、惟も、他の二重なる二重役は社長  
其他 立派中なりと云ひ、お端の上、伊後  
社長とて之を提出しき由候、

以上、





士とあり、仍て人選に日限と悦議を及し、  
又は重役会及外部に於て

お預するに先々の総合的意見なり」  
との意味の決議を為し、  
覚書と為して

之を十二月二日課長に提出し、  
課長は中部主任水沢氏三合の上總

裁重にて「大なる不信任にやれしよるね」と  
つけぬれば、  
伊藤氏は及

事に困り、「ソレナ事は考へません、  
日銀も恒来怖心配下さうするので

こんな事柄には伊藤議ありたいと思つて考へます」と答へたり、  
課長は中々

キツク「大なる不信任にやれしよるね」と答へたり、  
日限は中央館の事、  
一々決議出来ぬ、日銀

とは連絡を要す、  
其意はどけ覚書は預りなす、  
部外にお預しなす、

まが二三日 返るるか  
この事なりしまが二三日返る  
返るるるる  
又未

て書ふかしおれぬ  
なり事なりし由は

下 次で 中一日まがき  
十一月 留まこくたの事なりしまが二三日返るるるる  
お返りは 大抵有に

お返りなり、  
課長は 返日は 一くで、十一月 留まの書類に付、部内を  
お返り

一 概、 概儀とあるは 連絡の言葉で良からう  
と云はれしに付、宜敷るるるるる

返、 課長は 十一月 何日付の書類中  
「……」 概儀「……」

加ありし由  
とあるは 連絡の言葉に返るるるる  
との言葉に外なりぬ、との

言葉の タイカライダー  
で打ちし 書類を示され、  
之に署名捺印する様に申



されども、後邊氏は自ら独りでは決められぬ外國のといひしが、譯では和やかな風

にて、大臣は出し、内郡の返廻し上にし、まう書し世々方 額金宣表

まはし 書し号れ、 日銀も運送の意味は良しといひて居るが、おせと

いはれ、 後邊氏は、自らは書くが、名を名はゆり又之を重役令でおせし、

人う一紙上申書を出すか知らぬ、と申す事由は、 後邊氏は十二月九日

に重役令を南くといひたる事、 譯では十二月九日の晩に上申するかと云ふ

九たるまはし、 後邊氏は 老人の如し、ソレは上申の事ある事、 老翁が

在る一と云りする事、 市村氏の申すけしむ事、と申し、

軍長は考へる方が一番遅いとする、之で擦らんが、さう早く来ると考へ

かぬ、其内に来ると考へると三々九々来ると考へて考へて考へて、といはれ一由は、

一、考へるより考へる、如斯、一月三月理の考へる中に、抗強我の如しと

あるも、大に考へると、之を自由に取扱はぬ、抗強我の如しと考へる

之れは、然る、一月三月に又考へ、又考へるは、抗強我の如しと考へる

一は、抗強我の如しと考へる、抗強我の如しと考へる、抗強我の如しと考へる

考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる

考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる、考へる



其の口頭には一切希望を述べたが、而かも書面でのみか、日報と関係  
あり、と書面に書き添ったが、  
書面では日報に何か口頭でいって  
るのではなにか、と考へるらうには非うか、  
物と利んば、海りに、  
シツコ過剰と考へる模様だ。

下丸の情況よりには、二月三日に、大花君は又急いで呼出さるゝかと  
思ひを言ふも其事はかりか、  
二月七日 山浦氏が大花君（山崎

君）  
陣考は海部君の石に付、  
中部主任水沢氏に今山崎、

山浦氏は二月三日の新聞に付、  
海邊氏は在来山浦、二君

徳川家、岩崎氏等に譲りたる、山浦氏は十二月留に後述氏が出たり

新巻書は自外とては、あねむいといと馬にそるに付、十二月九日の

重役会より自外は名をあらわすまじ、と譲りなき由らむ、

一、後述氏は、十二月留の新巻書は、ふりといつてもいゝのだが、斯くは

上申の権利放棄となるまじ、重役会に謀る事とては、世と申せる由らむ、

一、十二月九日の書知より重役会は、一の御まじり、十二月留の新巻書は

出し致しとりたる由、

一、書本岩崎氏、後述氏は、頼しり致とて、固くも似たり、切口上とたり、



固苦く空筆を制作し、又あし法律論に似き過利を申し存す。

一、此の意、陳考は、正月九日方復に三和信化牛馬三に三會付れ有由なる

至り、有るはく勿棄せしむしと考へ存する所、十一月十日陳考より

山浦氏に、恒遠及び東原に未だ有るか、少くも有れば、未だ有らぬと云へ

有る、何日来たかとの事なり、に付、今の意、何日来たか判らぬと

答へて有る由なり

一、事考如斯なるを以て、陳考より、恒遠氏が、何か又上申し来たか否か、

返りて得る所より、島と存する、其の由は其儘と為る程なり。

一、而七後邊氏は、三行か近く呼ばれるべきもので、三行か誤りハラ( )たりと  
いふべきものかぬが、大綱五三行で折合はせしと考へ、高本考初( )  
井倉、佐之部、友氏に之を通せしめ、高本、高野考初、佐之部三氏に  
書面者として考ふべき事と考へたりと考へらる。

一、書名の考へらる。大体三行とて、是書の骨組を作し連絡し書き交

りし事と考へらる。

(1) 新三合係と考へらる。

(2) 是書の寫本は原則として自ら述べてあるものと考へ、子一次の際等は、



前に規定の事 (大抵者、目録に規定あり) 及その意味の由、

(3) 新報りに持寄るべき事は、一ニヶ月又ハ三ヶ月毎、毎数する記号を

保持する事、

(4) 令保送る 迄は、重要項目は三行折合はす事、

(5) 各行す 委負を申し、具体的に進めたる事、

等の程を以て、人事のことは、しほの事とするが、この事は、

下りたて やまの事ので、細い事は出来ず、細くやりとる事、表が違

かる 煩き事、大綱に止め置くこととし、果実、非々、略に上らる

と一つ、ある横柄である。大綱が著者から早く発表しなしたの事は、

一つ、従来の事例を以て、新設の旧設の毎教と同時に新立する事は

何れも、事業は日々継続して為るを以て、著者の契約の更新を以て

やうな事だ、コレス等は、隠約一並くとするも、各張り、新立ありに

後、新設の事もあるとあるを以て、之は、三行拂込後、本金三七、七五の<sup>千</sup>に

二二五の<sup>千</sup>は、是れ一、三〇、〇〇〇の<sup>千</sup>位の、新設の隠約第三立せしめ、後、三行

を毎教する事も、あるとある、

一、佐二部氏は、著書集を以て、何れ、大綱が著者自体の著書



示すこととなりと思ふかと考へる所なりとも、債権氏と

一、三行連名の為めにも、隙め大綱丈には定めを交しとの事は、

一、右に付、佐三郎氏と云ふは、どうせ、覚書王作のなりは、

附三合係の事。

銀り名。

本名。

三本金の五割の積立金。

重役(大抵者に一任、但しは日限とあるべき意味)

個人資産を把握する事。

積立貯蓄の分配。

三本保証。

個人資産の明細は重役個人保証。

三本保証は三本保証、決まらぬ時は大抵者

に一任(之は日限と保証あるべき意味)

支取書附記。

川多の引継。

実現の年月日。

その他は五張猪俣と五張猪俣の事。

等、是、作之進の如く、若表の時、安かれは困る事、こゝに、決める  
きおしと考へたりし、

一、尚、名を記すは、伊左の持株がなくなるといふ事、考へたりしに、

佐之部氏は應りたりし、之は情勢如何によつて燬れも考へたりしが、斯

細り事は直に三入るゝ方宜敷と存し、

一、尚、佐之部氏は、地方の如くと異なり、大和初筆の如くやうはは

際、三行で決める、圖表の前でお話し、  
後  
に大和初筆の如く、



以上、三行を要するの覚書とし、他箇印の上、来季定時株主總會にて  
承認といふ條に改め、ソウせぬと、大株者が強在せしむ、慎み  
と申す。

一、おにほ、 表の條は、先分、大株者、註に、日本銀行と打合せの上  
極め、慎重に取扱ひて、之が爲に、内部の動搖せぬ様、又、第一の場合  
主體として、資金の手当を多し、極め、少額の幹部百に於て考慮し  
ておくべき事、 尚又、妥當なる主體外せぬ旨、互商うて、表の直分  
は、之を要する局、急ぐせしむべき事、 尚と恒意 ぬすむ。

(其ノ一) 以上

昭和十五年十一月十三日

(其ノ二)

名義支長

勅 殿



お重被及を面取有るは、佐部氏井言氏の採子等、至に其他主、為念中候心、

一佐部氏はあ初より、總執に一任を唱へ、その由、曩に、佐部氏が課長を呼、

一時、佐部氏は、佐部氏が、大和者で、改り強硬にやると及之困ると思ひ、一應、

總執にお目にかかり、佐部氏は、大和者、出取する程に注意、以て佐部氏と及之申、

下、其又、佐部氏が、中々法律論をやる趣、佐部氏に、取

加、國人とて、学業上より、林主總會にて、形、世に、力なしか、





佐之部氏に忍せりし、中郡を佐水沢氏に呼出、之に口授し之を承りし也、評也

は水沢氏と陸令は之を認めあの上、之を佐之部氏に忍せりし也、

佐之部氏は (一) 子孫に伝ひ令保する事は豊存なし、 (二) 陸令を有定

由人事は、各之を固守するも出来なかりしが、猶も自分の志とて、三行が出来

り丈に陸令は之を決めおきと、之を (三) 守る事、 評也、三行は治

まればいゝが、貴冑の力を出来ぬ所は評也、とか、 評也、評也ははめ

其ふか、といつたり、 持局、 評也は三行の 行まをり也、十一月三十日に

評也書に出す所は、 十一月の月日他の二行も三行も 出す所、 此の事なり也、





する必要あり、故に、調部も右御方より、と申したる事、津守は

第に入らぬ所なり、合同に付、信友御方が、はりのため、及之 障害と

なりと止め之世々おかしきれぬと、いはれしに依り、佐々部も、信友御方は

何も今直に合同に迫らざるに、大局が已に新御方の出が 事に、

名を名の重なり、財界人が バックする 新御方を作り、信友御方は

最近迄、取次、他川を併、支那新御方を許され、収益御方も直に、

川先の福利施設も許され、川寄もよくなり、信友も 樂なるを以て、

何も合同の必要は直にせざるに、新し合同する方よしといはれる



りゆ、促進する所ありき。加はぬかよいと思はれるが、ハッキリ

りつひも、いはぬ之結構、と申す由は、指為、伊藤氏箇人の

進退云々 在込めたる宛書に <sup>上掲の通り</sup> 社長とて申す由は、

下、同裏に、土月三十日 書知照り 重役会 開催に是ち、恒彦氏の

意向を更し、書本考案加井多氏に令ひ、書知照りは、後巻書之、

人事等、大抵者は日限に 恒彦ありなるを、重役会に恒彦して

大抵者に宛書とて提出するに付、名を更ぬれ、重役会を南

中、之を法隔して宛書とて 提出せしむるは 如くと申入れ給ふ。

井倉氏は、書類に之とあり、總てに連名をかける様あり、口頭で

言ふ事は又 副正と申し、申し、申し、

一、又、佐三郎氏は 正月一日、井倉氏に、人々に付、

佐三郎氏は、会長、佐三郎氏、取次、井倉氏、 会長制を採らるなり、

取次、井倉氏とやら、と申し、 井倉氏は、心算の、

会長制も、長かゝるが、 人等とは、徳高き、


佐三郎氏は、 佐三郎氏は、本業あり、 会長は、

矢張り、佐三郎氏の、 後を、 継ぐと申し、と申し、 井倉氏は、



徳川世の方はななりかと申、佐三郎氏は徳川世同僚者といふは

岡田氏の如に申し、然し岡田氏は本業専らにして、公張り、後述氏の

外  
なしと申し、井倉氏は判りなといひ乍ら、後述氏がいゝとは

通すべし、三時半ばかり強しきん、要領をわかり申す、

一、次、次、土月二日、又、佐三郎氏は井倉氏を託し、通す上

の事を知しとわたり申す、井倉氏は、日限に迷惑かかると票い

と申し申す、佐三郎氏は、それより昨日の事と、いふと、井倉氏は

自分といふは、先に大抵者、一任の事書をわたり申すから、

又、自費的に出すのは、どうかと思ふ、と中心、佐三郎氏も一方加


止め、他方も石うれぬ、今考極速也、野口井倉氏の力も、固く

早くやり交、之を三つで決め、日限に決し、大新者へ力さるし、

理お察は、日限すく、まわぬきも、實際的は、今も減速也、

野口井倉氏の力も、ハラスか破加を治まらぬ、伊原君も

内部事情も今直に合儀せよとし、玉葉の力も認めさせたり、

メンバーや場場を三層とらぬよ、やろうと、 せば、やめる事を

成り行きに委するとは、物はもう急ぐよ、と近い心も要領をわがしり申す



一、 杉本恒川氏の後継者の事と致す、而も之は恒川氏の固執せるもの

なる中に違ふ事あり、之ありは井原氏は何れも部内を望み、不承己

大和者業の天降りと致す、幸じく纏めんとするかの情状あり、事と

違ふ事あり、其の如く存心、若し、此方面が依然解ける、是なりなりは

是づ之を、あつて必要ありと存心、又、佐二部氏の誤り、新く

事は暗に高くする、誤ありと、意ありと存心。

一、 杉本、杉本氏は社長は代表取締役には非ず、各取締役各箇代表の由り、

杉本氏の違ふ様には付、社長は召喚せられ、内保西引金額は

六百万円以上を事たりし。是服物は他存家の公定又は恨定優極

正の要入れ存家の多きを以て、之を 妻物屋の恨定、公定優極に又

照らす事は、封建時代なり。いざ急し、人三日は せん事はあるまい

と書きたるは中々其の、今更の橋采石の五除かれ在れば、

問題の取引量は 半減し當由なり。尚行く 一は実務

家主社長と為しおき考の採おは、以降、~~何れ~~ 人常長制 せしむ


後、伊善女を人常長とする考もなき由なり。

一、杉坂屋の問題は人々の考、直に伊善女に新由言たき見入たる也



信長郎は本年土月中に隠念一信田と爲る事と目標として在るが  
未だ之は達せり。年月は達せぬ、事未だ早くと下申事未の即字維持  
が精一極まる心かと思はるゝと以て、一信田を達成は少し之に甘んじが  
と危すぬ所也。

一、事情大の如し、信長郎には今の事は何等影響無き如くするも  
三行今係は直々嗜りし上りつゝあると以て、促進肝要と事極也。

一、古、井金氏が裏に商人として之の覚書に課金より徴せしむるに  
才は、風印忠直  床中に課金より事有在任管理業務に

所あり、井倉氏は近く上幕する所なりやとの事なりし也、**林** 床中

は、すじ上幕は親一かといふと申したる也、**深** 七は、それでは、**黄** 君は老務

切替、言々ともよかりうと思ふか、と云、**井** 倉氏 面人と一この例の事書

を差出す所、使に三つ折に、といはれたる所、**黄** 理氏は、終ると

十一月十日、名を初、**平** 松と集りし由は、**井** 倉氏も之に驚き

戸に**徳** 義に在りし所なりが、又、内部より他は在りし所なり出

せぬと申したる也、**黄** 理氏は、**深** 母がまかれぬか、との事なりし也、

以上在りし事を**保** 保と申したるは、何と申譯せしと申す、





全保及対もて、此通牒を以て毎報一すりと申しおれぬ、務局ヤア  
ハ子事となしき由なりと中山氏（遠く知り取れ）は申しおれぬ、  
保老は山後には、昌隆氏は高くは一善難しい人の一人としよると  
申す、又、特限保老も農工等にあらぬ者、皆、  
一行々々の論は申合ふまは之を止せしめぬ、一紙合保する所に  
乙も作と世々の事いふかといふ事、あし時保をこころとせ  
とよ申す、此等の事を申すおれぬ、如斯き事例は、入三田  
大和者か、金子的に知り合保を御通せしめざるを以て、既に起り





昭和十五年十一月十号

(其ノ三)

名取町長



總 務 課

一人等、書面あり、譯名に提出し、(1) 恒邊氏箇人の  
の宛書、 (2) 十一月二日提出の重役令決議に據り上申書

(3) 十二月号、恒邊氏箇人の契約書の如きもの、以上三ツ有るに

譯名は十一月十日、山浦氏を以て、右三ツの書類を撤回し

條件の付かぬ伊友等の分の如きものを提出せしむる由に、

一、恒邊氏、三ツ箇人、三ツ箇人、四箇人として提出



1. (不明) 後  
観 増 録  
50巻 + 4巻 + 1巻

世の教の書と同様のものも又にも、如代表者として出すことなるに

の由り、一か、 十三日 「海運氏の箇人」として提出したる

四、竹教の書は 十日重役会にて異議なく承認せし、この

一意味のものを出せ、この事なり、と云ふ、 十三日、之正

開考に提出したる由らん、

一、九日海運氏の名後、既報申上り用了、青木氏を用

ト、二行に大綱を打合せ申入らる、 十日(5)

青木氏、佐、部、夜理氏と別々にあり、三行各別に寫す

作ることゝ為し居る由也。

「名表、伊表支那は 意表の作り考表するは、なるべく

細く決めると申し、意表印は 細りにては、少早くは

決めぬ、海り名の決定も然し、決れ易かりが

決ると困る互に、次第、手取り早く大綱を定め、

早く考表しなすと考へたり、未だ一筋ぐぜの 様子、

(其ノ三) 以上



昭和十五年十二月十日

名古屋支店長

總裁殿

一、今回、三行の全保証は總裁の仰る所指等と、三行の總裁を

衷心頼りとする事柄とは按りて、是に一日に二實を結ぶ

事は、三行初め各方面の深く感銘傳るるに有らん、之に加

ふ所に、濱田課長の理解を重んじ、仰指等所辨進みて、三行

が、進んで結果に努力し、成果を以て示すものにして、是一時極

く宜るものなる總裁のかけがえなき御物と存存

／＼

下浦の三山共、淺田深谷のそとにあり、餘りに最極に邊の

思を抱かめらるゝ事多く、あつに大孤者の取扱は極め之危懼

せらば、特に人事問題、美譽査定に付るは不敷不安の念を

と云 抱かめらるゝ <sup>こと</sup> 様子に思交けしむ。

一、恒邊氏は習々法律論を以て終始せんと思ふかに思ふれ、

井倉氏は、あつ部内に出るべき問題の取廻はしに付るは自力

の過小を寧ろ確信するかに思ふ、極力進取的动作を以て

不得也 大孤者天降業を直し給て之を以て、恒川氏を無罪往生



せしむるおにまはなしと、アキラメ なるしや、如くに之うん。(女間)

深きは、恒川氏に二回) 曩に後邊氏を其船に往訪しある日に

一回、及、定後に七一回) 今ひと 極力往還せしむる 由らむと、

井倉氏は之を知らざりしもの、如く、努めて日後のドクン坊

と恒川氏に秘合することを 廻りたるおにさへ之うん、尤も

と云、井倉氏はまじる 重役 箇々には 守りし 心には

今いそぎる由は、 而しては、佐部氏は極力三行の

自注の所傳を説き、人 事も、今も後邊氏、一取れ井倉氏の

振合が宜敷事を井倉氏に視きて、井倉氏の決意を促しき

お子ほも、恒川氏の旧の意思が、恆邊氏の出現を極力忌避

せしことと半記せざる以て、譯者の恒川氏視得を乞ふありし

もの、如く、大に佐部氏を止害痒巾加うせざるもの、如く、

佐部、佐部氏は餘りに動き過ぎ、アノお子ひは早晩

啼きを為し、高めに到るに非ず、おやとさへ、櫻丸一玉の、恒邊

に在りたる、おし、佐部氏も、是には、アキラメたるお子に

見らば、



、新の系、十留(王)、總(知)りし小役に お君臨を頂き、さうに、

人事は お徳加あしとの 御言まのありし事は、至大なる安慰

呈三行に興つたもの、如く、小役も 御言まをいし強く

申<sup>生</sup>返<sup>生</sup>り給ふ。一方に又、~~如~~如<sup>如</sup>きこと、御言ま長き御言

まお名の 書報又は書報が、三りの宛に小役に近も来りし事

主たり、~~如~~如<sup>如</sup>邊、井名友氏も、~~如~~如<sup>如</sup>子に<sup>偷</sup>あ<sup>如</sup> 是<sup>如</sup>あ<sup>如</sup> ちうわす、

即ち、自ら進んで井名(如)に、井名、書本、各種の三氏

会合、御事止時と ありて 是事案をいひ、

一方是書案を望 十音(旦那、青木氏先づの役に指  
兼し、其是望 遠邊氏に之せに兼う)、一方佐之部氏  
は、杉坂至重役命のため、十音 鴉にて名を為す、同日夕方  
五時半 着き来りたる也 (佐之部氏は 望々日 十一日に  
師範舎を伺ひて 總務、杉坂 宛を考へるを由は、  
歎く 帝女おたるに 入りしト文に、記せる長方の御女  
往名の要報を 名を記す 至重は 送く 車に乗る、  
佐之部氏は即知引返し、 十五早 着るがし、為故



業心、名を友の作製の 覚書案に替へ同様の内容に

一、斯之、十音早急の役 登行 及び系、八時以 譯あり

勇活あり、即ちにゆくもの ことなりしも、役書の方好歌念

極じ、小役も役書に引返し、譯者、水田原も年系

十時半 役書へ来りあり (譯者はこれ迄に 迎玉あり)

と積経は部外、井上翁の譯者も 歴訪、了るに 好まぬ

一由は、小役に、三り 降誕の事 詳細 あり、又、

鶴と 考に 學字 あり 在 絡を 保ちつ、進み 来り 事

道心に託されし、又、十彼より三行が纏めし覚書案を五譯者に  
内示し奉るゑ、大に七比例れ、之迄に三行が自費的に書き  
おし奉るは、一に、總裁の御指示に按じ賜物なりと大に  
感謝せしむ。

次で、三行の返邊、壽本、井倉、美理、佐：部、久理(伊豆守)  
等の諸氏が奉下会、(譯者は一行をソレ／＼の語り、往訪  
せしむ、豫定たり)由じらむ、之を復更せしむ、譯者  
より極め之理を尋ねおはせあり、此の和やかなる能く交する



三行は終始 自發的に 往々進めたる 自ら取り之行かれ

之加めは、大なる者、日事留白は 指導 ~~は~~ 助力はす ~~は~~ 之 ~~は~~ 加

表面に 現はれず 是 決一之 挿はぬと 申され、仍て、託金の

中心とる ~~は~~ 加めぬにと、大なる者 榮を 示され、一 言一句、

一項一條、極め 朝に、生に つかわりなく 進行ぬい。

一、次で、三行側より 是 書案 (口裏に 小役が 評考に 内示し 是 考

ある) を 提示し、託金の 結果、大なる者 案の 是 書案 是 考

修考、尚更に 評考より 三行の 希望は 出来ぬ 又け 託金の

ハキ事と述ハルル、和兼露々の内に進ハルル、

一、ハル、時々細い長にて、深キ者、三行あ々に詮合ハル、

又、三行よりあ々に深キ、水澤屋へも詮合アル、役者の

四室、あめに、隙備室ニ室を随時ソレ〜自由ニ使

用セシメ、二五階館合には小役も五人の助力アリ、

一、斯くて、年々二階が是れ者事を作ル、隙市年終中に

深キハ歴訪一ノ打合はせ望かれ者也玉乞、安積経信

部者も五人の、好知等ニ接室にて、三行、深キ、小役が



當書五月に在署控下の一各一通を保護する事とし、  
龜山總務部長、井上高之郎長も入室に在り、慌言等の取柄を  
議し第一に備ふる事とせしむ。

一、此日、同日午後六時 當文に於て、傍白部長、井上高之郎長、小役、  
三人會の上、三行より前報の用子の當表を呈し、傍白部長、此玉  
名子（井上高之郎長代領）小役より挨拶注に祝辭有と。  
一、尚、既報の如く、次第、三行ある者に対し、小役より  
種々注意事項を呈し申し渡す事、本日は三行各表共に

何事も愉快きことなり。

一、一般に三行の会係は近來各地に於ては殆んど老後的となり  
たり、今併せおの事加、寧ろ、異様にさへ感ぜらるゝ、如き  
空氣ありしが、今係の考表は、各方面より衷心歡迎せられ、  
エライコトヲヤリタト云ふ快心の意味に更入れたる旨に之  
をけしむ。 一、新聞関係の如きも、ヤラシマと夕ヨと申居り、  
及ぶ老後的となりたりし爲めに暗には段々と上りつゝ、  
ありしも、マサカこんなは早く進出を考へるべき、今く



所書其の書に打ちおきおぼしむ。

一、後田軍とは吉加より各方面入之言に ~~は~~ 手あませしむるもの、

如く、名を云ひおぼしむる ~~は~~ <sup>二</sup> 恒川氏 ~~なり~~ と見えしもの、  
代官に

臨みし時、井倉氏を打ちおし、恒川氏に交はせしむる様

は、

一、又、軍とは、後田氏は恒川氏の時より、後に至りし法律論を

之より密す慎むるやに視取し、軍とは之を妨止せしがゆゑに、最初

より覺書と理詰とありし、後田之を補修せしむるもの、如く、

會長、縣政交代の請書の如きも、之を 後邊氏及井倉氏が


ソレ〜 取らぬ事上、又、三行在署にて取らぬ事をお役

其入念なるに 驚き申す。 佐：部長も在署の際に三、四

馬場 様おなりか (佐：部長は今も後邊氏 取ら

井倉氏 様 賛成なしても、伊豆野郎の人々に何等指示

なきを以て、苦惱するもの、如く、同様せうか、 後に

 つぎに 後には、驚きませ、ア、ナに、なくとも、い、のに、と申す。

と、御、評者より見れば、おは過去の評判より出者として全く



萬全の策とて、おぬ己に出でられざるもの、如くに存せらるる

一、役女は、陣中より隙め小役に大常長、後邊氏、取れ井々氏と

申さぬが、之を陣中より、お室は、後邊、井々氏、夫々

箇めに張さぬが、雨来友氏大に毒ぬれ、後邊氏のおきは、お後

役女、お初、お香、何れは隙にハシヤガレたるかに見

らる、位に振舞はぬが、

一、佐二郎氏は、お初は在りの際、お初、お室一も事、

次は、お初は、お役に在り、お初、お室の事、お初、お室の事、





宜あかと存に、

一書、又、カ役より三行に對する、注意事項の内、特に、部々

の人心を安んじしむる事、株主の利益の

安定を圖る事、又、外部には、寧ろ、（おのり） 貸付の事

（おのり） 字に上らんとする、宜きも、一つ、あるを以て、外部に

對して、おのりのため、貸付回収を急ぐ如くに取らねば

おに、おのりの注意を為す事、更に又、株主に向つて、貸付

を制限する如き、おのりの部に抱かぬおのりのおのり

こと等々重々恒言の如し。

一、尚、是書中、

四、才二項、「合併は昨年上期中に行ふ」とあるは、未季四

月未又は五月初の隙を以て、

五、「積立金」は大体拂込金の五割を於きり

疵なき新銀りとして、日本一の優良銀り

作りまき極品。

六、才一項、「査査査定に於ては、三館の旨に於て把握す

とあるは、~~本~~日本銀行を入手に把握し



日本即ち加 裁定する事を意味し、第一、  
大なる必要と云ふ。場合は、亦二項に按る  
大なるに委かする 意味は、

八、 「人選は 大なる者一任」に類し、大なるは、

日本即ちと 緊密なる 運送を反する、事を  
保ち且 物に申さぬ、

以上

昭和十五年五月十八日

總 務 殿



名古屋支局長

下坂邊氏を會長とする事に御座り、後田保吉は、役員に於て

小役と水澤系と三人の職務の節「後邊氏は尚も若くは

す加、中隊師団或は會長を兼ね、引受け頂き、

其内に引退して頂きなすと思ひます」と申されしが、

以後、役員にて三御りに御座り、更に、お社にて急事、

経理部長等之に當り、會長後邊氏と若表せられしは